

【資料－5】

「那賀川総合土砂管理技術検討会（仮称）」規約（案）

平成 28 年 8 月 23 日

# 「那賀川総合土砂管理技術検討会（仮称）」規約（案）

## （名 称）

第1条 本会は、「那賀川総合土砂管理技術検討会（仮称）」（以下「検討会」という）と称する。

## （目 的）

第2条 検討会は、時間的・空間的な広がりをもった土砂移動の場（流砂系・漂砂系）における総合土砂管理計画の策定に向けて、土砂生産域から海岸域までの技術的見知からの土砂管理シナリオについて那賀川総合土砂管理検討協議会に助言を行うことを目的とする。

## （構 成）

第3条 検討会は、別紙に定める委員によって構成し、那賀川総合土砂管理検討協議会会長（以下「協議会会長」）が委嘱する。

2. 検討会は、委員の互選により座長を置くものとする。
3. 検討会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

## （検討事項）

第4条 検討会は、第2条に掲げる目的を達成するため、当面の検討事項として、次の事項について技術的見知からの助言を行う。

- ① 流砂系・漂砂系の土砂動態の実態
- ② 基本理念の検討
- ③ 土砂管理目標の検討
- ④ 那賀川の健全な土砂環境を目指した具体的な方策及びその対策効果の検証
- ⑤ その他、総合土砂管理計画の策定に必要な事項

## （運 営）

第5条 検討会は、協議会会長から要請があった時に開催する。

2. 座長は、検討会を代表し、会務を掌握する。
3. 委員がやむを得ない理由により検討会を欠席する時、委員から委任された者の検討会への代理出席を認める。

## （事務局）

第6条 検討会の事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所及び徳島県県土整備部河川整備課に置く。

## （オブザーバー）

第7条 座長は、必要と認めた者をオブザーバーとして検討会に出席させることができるものとする。

## （意見聴取）

第8条 検討会が必要と認める時は、委員以外に出席を求め、意見を聴取することができる。

**(雑 則)**

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定めるものとする。

**(会議の公開)**

第10条 検討会は、原則公開とする。

**(付 則)**

1. この規約は、平成28年〇月〇日より施行する。

別紙

那賀川総合土砂管理技術検討会（仮称） 委員（案）

委員	氏名	専門分野	役職
学識者	大田 直友	海洋生態学 生態系保全	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科（自然環境担当） 准教授
	長田 健吾	水工水理学 河川工学	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科建設コース 准教授
	河口 洋一	河川生態学 自然再生	徳島大学大学院 理工学研究部 准教授
	松田 春菜	生物学 (陸産貝類)	四国大学 全学共通教育センター 講師
	武藤 裕則	洪水防御 (河川工学・ 水工学・水理学)	徳島大学大学院 理工学研究部 教授
	湯城 豊勝	洪水防御 (河川工学・ 水理学)	阿南工業高等専門学校 名誉教授
専門家	加藤 史訓	海岸工学	国土技術政策総合研究所河川研究部 海岸研究室 室長
	萱場 祐一	水環境・生態関係	国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ 河川生態チーム 上席研究員 自然共生研究センター長
	櫻井 寿之	水理・構造関係	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ 水理チーム 主任研究員
	佐藤 隆宏	水工学、水理学、 土砂水理学	一般財団法人 電力中央研究所 地球工学研究所 流体科学領域 上席研究員
	諏訪 義雄	河川工学	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室 室長

五十音順 敬称略